⑵　旧年金勘定

旧年金の給付については、基金法附則第16条において国庫負担されることが規定されております。また、同法附則第17条第１項及び第２項において国庫負担の平準化を図るため、基金は農林水産大臣の要請を受けて長期借入金を行うことが規定されていることから、旧年金の給付に要する費用の額に相当する額については、国庫負担金及び民間資金借入金により資金を調達しております。

民間資金借入金に係るリスクについては、同法附則第17条第３項の規定により政府保証を受けているところであり、また同条第４項の規定において債務の償還及び債務に係る利子の支払いに要する費用については、未収財源措置予定額として国庫が負担する旨が規定されているところでありますので、これらの規定によりリスクに備えております。

⑶　農地売買貸借等勘定

農地等及びその附帯施設の買入・売渡、借入・貸付及び取得に必要な資金の貸付等については、「農業者年金基金の財務及び会計に関する省令」（昭和45年10月26日厚生・農林省令第１号）第３条の規定により、旧年金勘定からの借入金により資金を調達しております。

農地等割賦売渡債権、農地等取得資金貸付金及び破産・更生債権等については、個人に対する債権であり、貸付先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。このため当基金では「売渡金債権及び貸付金債権の管理回収事務取扱要領」（平成15年10月１日制定）等の規定に従い、債権について個別に保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	17,556	17,556	—
⑵有価証券	60,607	60,627	19
売買目的有価証券	57,090	57,090	—
満期保有目的の債券	3,516	3,536	19
⑶農地等割賦売渡債権	22		
貸倒引当金	—		
	22	22	—
⑷農地等取得資金貸付金	155		
貸倒引当金	—		
	155	155	—
⑸未収入金	54		
貸倒引当金	△ 30		
	24	24	—
⑹金銭の信託	153,182	153,182	—
⑺投資有価証券	63,319	65,396	2,077
満期保有目的の債券	63,319	65,396	2,077
⑻未収財源措置予定額	376,600	377,686	1,086
⑼破産・更生債権等	79		
貸倒引当金	△ 65		
	13	13	—
⑽一年以内返済長期借入金	(81,100)	(81,196)	(96)
⑾未払金	(482)	(482)	—
⑿民間資金借入金	(295,500)	(296,489)	(989)

※百万円未満は切り捨て

（注１）　負債に計上されるものは、（　）で示しております。

（注２）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴現金及び預金、⑾未払金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵有価証券、⑹金銭の信託、⑺投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は信託会社から提示された価格によっております。

⑶農地等割賦売渡債権、⑷農地等取得資金貸付金、⑼破産・更生債権等

これらの債権については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（平成27年11月金融庁検査局長）に準拠して貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑸未収入金

未収入金については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）に準拠して貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑻未収財源措置予定額

未収財源措置予定額は、一年以内返済長期借入金と民間資金借入金の合計金額であることから、それぞれの時価を合計して算定する方法によっております。

⑽一年以内返済長期借入金、⑿民間資金借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注３）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：円）

区分	貸借対照表計上額
敷金・保証金（※）	84,722,412

※賃借物件等において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退居までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。